

# 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって 別に厚生労働大臣が定めるものの実施料金について

令和 6年 6月 1日

厚生労働大臣の定めるところにより、医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって、別に厚生労働大臣が定めるものを実施した場合、その費用を患者さんから徴収できる制度となっています。

これにより当病院では、下記の金額を請求させていただきます。

なお、特別料金を請求させていただく診療を実施するにあたり、あらかじめ内容、費用に関して説明を行い、同意をいただいた上で請求させていただきます。

診療の名称	徴収額(1回につき)
癌胎児性抗原 (CEA)精密測定	1,089円(税込)
α-フェトプロテイン (AFP)精密測定	1,078円(税込)
脳血管疾患等 リハビリテーション(I)	2,695円(税込)
廃用症候群 リハビリテーション(I)	1,980円(税込)
運動器 リハビリテーション(I)	2,035円(税込)
呼吸器 リハビリテーション(I)	1,925円(税込)

院長